



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示の一部を改正する告示（職員厚生課） 1
 - 産業廃棄物処理施設の変更許可申請書等の縦覧（環境整備課） 2
 - 漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間（水産課） 3
 - 道路の区域の変更（道路管理課） 3
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3
- 病院事業局事項
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立病院課） 3
 - 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立病院課） 4

告 示

沖縄県告示第478号

平成4年沖縄県告示第532号（年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）の一部を次のように改正する。

平成25年 8月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,503円	12,935円
20歳以上25歳未満	5,007円	12,935円
25歳以上30歳未満	5,618円	13,634円
30歳以上35歳未満	6,112円	16,130円
35歳以上40歳未満	6,527円	18,535円
40歳以上45歳未満	6,741円	21,911円
45歳以上50歳未満	6,861円	24,455円
50歳以上55歳未満	6,479円	24,995円
55歳以上60歳未満	5,811円	23,171円
60歳以上65歳未満	4,683円	19,816円
65歳以上70歳未満	3,950円	14,376円

70歳以上	3,950円	12,935円
-------	--------	---------

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成25年 8月23日から施行し、改正後の本則の表（20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項最低限度額の欄、30歳以上35歳未満の項最低限度額の欄、35歳以上40歳未満の項最低限度額の欄、40歳以上45歳未満の項最低限度額の欄、45歳以上50歳未満の項最低限度額の欄、50歳以上55歳未満の項最低限度額の欄、65歳以上70歳未満の項最高限度額の欄及び70歳以上の項最高限度額の欄に係る部分を除く。）の規定は、平成25年 4月 1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の本則の表（20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項最低限度額の欄、30歳以上35歳未満の項最低限度額の欄、35歳以上40歳未満の項最低限度額の欄、40歳以上45歳未満の項最低限度額の欄、45歳以上50歳未満の項最低限度額の欄、50歳以上55歳未満の項最低限度額の欄、65歳以上70歳未満の項最高限度額の欄及び70歳以上の項最高限度額の欄に係る部分を除く。）の規定は、平成25年 4月 1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の本則の表（20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項最低限度額の欄、30歳以上35歳未満の項最低限度額の欄、35歳以上40歳未満の項最低限度額の欄、40歳以上45歳未満の項最低限度額の欄、45歳以上50歳未満の項最低限度額の欄、50歳以上55歳未満の項最低限度額の欄、65歳以上70歳未満の項最高限度額の欄及び70歳以上の項最高限度額の欄に係る部分に限る。）の規定は、平成25年 8月23日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

沖縄県告示第479号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 8月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名 琉球セメント株式会社 沖縄県浦添市西洲二丁目2番地2 代表取締役 西村 聡
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 沖縄県名護市宇安和真謝原1008番ほか6筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類の種類 産業廃棄物の焼却施設
- 4 処理する産業廃棄物の種類の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類並びにばいじん
- 5 申請年月日 平成25年 5月13日
- 6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所 沖縄県環境生活部環境整備課、沖縄県北部福祉保健所及び名護市企画部環境対策課
- (2) 縦覧期間 平成25年 8月23日（金曜日）から同年 9月24日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 7 意見書の提出先及び提出期間 当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
- (1) 提出先 沖縄県環境生活部環境整備課又は沖縄県北部福祉保健所
- (2) 提出期間 平成25年 8月23（金曜日）から同年10月 8日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (3) 意見書の記載事項等 意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏

名及び住所を記載すること。

沖縄県告示第480号

沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）第6条第2項（同規則第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、いか漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間を平成25年9月1日から同月15日までと定めた。

平成25年 8月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年8月23日から同年9月5日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 8月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 110号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字屋我40番から 名護市字屋我105番まで	15.0m ～ 30.0m	87.2m
新	名護市字屋我40番から 名護市字屋我105番まで	12.8m ～ 30.0m	87.2m

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 8月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年10月2日 沖縄県指令土第1053号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平349番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平310番地3 さくら荘305 田場敦
- 5 検査済証番号 平成25年8月13日 第4021号
- 6 工事完了年月日 平成25年7月25日

病 院 事 業 局 事 項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成25年 8月23日

沖縄県病院事業局長 伊 江 朝 次

- 1 調達する物品等の種類 病院事業局事務用ネットワークにおける端末及び利用者等管理システムの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者の資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 営業年数が平成25年7月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸借及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸借及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配布場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県病院事業局県立病院課整備IT担当 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2832
 - (3) 申請書等の受付期間 平成25年8月23日（金曜日）から同年9月12日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加の資格を付与された日から契約締結日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県病院事業局が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県病院事業局が実施する病院事業局事務用ネットワークにおける端末及び利用者等管理システムの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付

するので、次のとおり公告する。

平成25年 8月23日

沖縄県病院事業局長 伊 江 朝 次

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 病院事務局事務用ネットワークにおける端末及び利用者等管理システム（以下「管理システム」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格及び申請方法等についての公告（平成25年8月23日付け沖縄県公報定期第4178号に登載）により入札参加の資格を有すると認められた者
- (2) 作業計画書類を平成25年9月12日（木曜日）までに7(2)の提出場所に提出し、管理システムの構築、設置、設定及び障害対応を円滑に行うことができることを証明した者

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成25年8月23日（金曜日）から同年9月12日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県庁舎4階病院事務局県立病院課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2832

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年10月23日（水曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県庁4階第2会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を平成25年10月22日（火曜日）午後5時までに沖縄県庁舎4階病院事務局県立病院課の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成25年8月23日（金曜日）から同年9月12日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県病院事務局県立病院課整備IT担当 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2832

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落

札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県病院事業局県立病院課整備 I T 担当
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098-866-2832

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成25年10月22日(火曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県庁舎4階病院事業局県立病院課に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成25年8月30日(金曜日)午後2時
 - イ 場所 沖縄県庁4階第2会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Bids to be tendered
Lease of management system for office work computer network system at Okinawa Prefectural Government
(this includes duties concerning installation and set-up.)
- (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of management system, along with their hardware and software specifications etc.
- (3) Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (4) Pre-bid meeting
Date & Time : August 30, 2013 (Friday) 2:00 p.m. ~
Place : Okinawa Prefectural Government Building
4th floor, The 2nd Conference Room
- (5) Bid due date and time
October 23, 2013 (Wednesday) 2:00 p.m.
(Bids sent by postal service must arrive by 5:00 pm on Tuesday October 22, 2013.)
- (6) Bid opening
Date & Time : October 23, 2013 (Wednesday) 2:00 p.m. ~
Place : Okinawa Prefectural Government Building
4th floor, The 2nd Conference Room
- (7) Division in charge
Prefectural Hospital Administration Division
Hospital Bureau
Okinawa Prefectural Government

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---